

岩手県告示第 619 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 19 年 8 月 21 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 282 号
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
八幡平市大更第 1 地割 9 番 1 地先から 16 番 1 地先まで	新	m 81.0~52.0	m 68.0
	旧	72.0~50.0	68.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部岩手出張所

イ 期間 平成 19 年 8 月 21 日から同年 9 月 21 日まで

- 2 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 340 号
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡九戸村大字江刺家第 7 地割字七ツ役 69 番 2 地先から第 12 地割字横町 20 番 1 地先まで	新	m 15.8~7.8	m 742.8
	旧	15.8~7.8	742.8

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 二戸地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 8 月 21 日から同年 9 月 21 日まで